参考資料３

府 食 第 ６４８ 号
令 和 ８ 年１１月 ５ 日

消費者庁食品衛生基準審査課長　殿

内閣府食品安全委員会事務局
評価第一課長

食品健康影響評価に係る提出資料について

令和８年10月21日付け消食基第463号をもって内閣総理大臣より食品安全委員会に意見を求められた「【通し番号383】脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル」について、提出された「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質の健康影響に関する報告書【通し番号383】　物質名　脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル」（令和８年９月　国立医薬品食品衛生研究所）の記載内容に関し、別紙のとおり確認したい事項がありますので、令和８年11月９日（月）までに回答を提出いただくようお願いします。

内容について質問がある場合には、その旨連絡願います。また、上記期限までに対応できないことが明らかとなった場合には、直ちに該当事項、対応できない理由及び今後の対応方針について提出願います。

別　紙

【通し番号383】脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステルの確認事項

No.	報告書 該当頁	報告書の該当箇所	確認事項
1	10 頁 14 頁	４．毒性試験結果 １）反復投与毒性試験 ７．結論	「大きな健康被害は報告されていない（確認されていない）」旨が記載されているが、ヒトで本物質による健康被害の事例がないことをどのように確認したのか説明すること。
2	12 頁 14 頁	４．毒性試験結果 ３）その他の情報（注意を要する毒性影響など） ７．結論	「４．毒性試験結果　３）その他の情報（注意を要する毒性影響など）」では「情報なし」 「７．結論」では「特段注意を要する毒性情報は認められなかった」 上述が記載されているが、何をもってそのように判断したのか、その根拠（確認した情報の範囲、情報源、判断の考え方等）を説明すること。